

**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

---

**裁量ペナルティー ガイドライン(艇)**

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)から DSQ(失格)までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則 2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
  - バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)
  - バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)
  - バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)
  - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
  - (a) 違反は偶発的であったか。
  - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
  - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
  - (a) 違反は繰り返されたか。
  - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
  - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
  - (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはならない。

## 第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼 第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会

---

- (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
  - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。(ただし、規則 64.4(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る。)
  - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます ( (a) and (b) or (c) ) )。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
  - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
  - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

表 1 規則違反と対応するバンド

SI3.3	音声やデータの送受信		
		尤もな理由があった	0
		尤もな理由は無かったが、有利を得る可能性もなかった	1-2
		尤もな理由は無く、有利を得る可能性はあったが、得なかった	2-3
		尤もな理由は無く、有利を得た	4
SI3.4	選手のオープンチャットへの書き込み		
		尤もな理由があった	0
		尤もな理由は無かったが、運営に影響を与えていない	1-2
		尤もな理由無く書き込み、運営に影響を与えた	2-3
		違反した後に指導に従わなかった	4
SI 4	行動規範(レース委員会からの合理的な要求に応じない)		
		尤もな理由があった	0
		尤もな理由は無かったが、他艇や運営に影響を与えていない	1-2
		尤もな理由なく応じず、他艇や運営に影響を与えた	2-3
		違反した後に指導に従わなかった	4
SI 5.2	D 旗掲揚前にバースを離れる		
		尤もな理由があった	0
		尤もな理由なくバースを離れたが、他艇や運営に影響を与えていない	1-2
		尤もな理由なくバースを離れ、他艇や運営に影響を与えた	2-3
		違反した後に指導に従わなかった	4
SI11.3	スタート・エリアの回避		
		進入したが、艇や運営艇に影響を与えていない	1
		運営艇を妨害した	2-3
		レース中の艇を妨害した(規則 23.1 に違反した)	4
		艇または運営艇に損傷・傷害を引き起こした	4
	違反した後に指導に従わなかった	4	
SI18.4	リタイア申告(リタイアしたレースの直近の前後のレースに課す)		
		申告しなかったが、尤もな理由があった	0
		尤もな理由なく、申告しなかったが、運営に影響を与えなかった	1
		尤もな理由なく、申告せず、運営に影響を与えた	2-3
		尤もな理由なく、繰り返し申告しなかった	4

**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

SI19.2	個人用浮揚用具の水上での常時着用		
		RRS40 にも違反する RRS40 には違反しないが SI19.2 に違反する。	4 1-2
SI19.3	エントリーナンバーの貼付		
		規定どおりに貼り付けていたが、剥がれた	0-1
		規定どおりに貼り付けていなかったが、判読に影響ない	1
		規定どおりに貼り付けておらず、判読が困難 違反した後に指導に従わなかった	2-3 4
SI20.1	乗員の交代		
		届を提出しなかったが、尤もな理由があった	0-1
		尤もな理由なく、届を提出しなかった 尤もな理由なく、繰り返し届を提出しなかった	2-3 4
SI20.2	装備の交換		
		事前承認なく交換したが、最初の妥当な機会に交換要請し、その後承認が得られた	0
		最初の妥当な機会に交換要請したが、交換して使用した後に、結果的に承認が得られなかった	3
		最初の妥当な機会に交換要請せずに交換して使用した	4
RRS47	ゴミの処分		
		不適切なごみ処理 故意にゴミを水中に捨てた	0-3 4
RRS50	競技者の衣類と装備の重量超過		
	50.1(b)	艇速・性能に影響する可能性がない	1
		艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無い 艇速・性能に明らかな影響がある	2 4
クラス規則			
	セール番号、国を示す文字		1
	セールストoppaが無い、または適切ではない位置にある		2
	バンドを越えてセールを展開		3
	許されていないハル/foil表面処理		4
	安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備		3
	禁止された電子機器の使用		4
	計測証明のない装備の使用		4
	補正おもりがない、または、正しくない位置にある		4

**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

規定された許容範囲を超える装備(損傷または通常の損耗を除く。(RRS64.4(a)参照)	
艇速・性能に影響する可能性がない	1
艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無い	2
艇速・性能に明らかな影響がある	4

表 2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

競技者(自艇の乗員も含む)や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4

**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

---

**裁量ペナルティー ガイドライン(支援者・支援艇)**

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲は支援者・監視艇に与える場合には、警告から規則 69(不正行為)に基づく処置までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. プロテスト委員会は、規則 60.3(d)、64.5 に基づき、支援者・支援艇の規則違反を理由に関係する艇にペナルティーを与えることができます。艇に与える場合はゼロ点(ペナルティーなし)から DSQ(失格)までです。ペナルティーはこのガイドラインに沿って決定されます。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。不正行為の場合、支援者と支援艇に対するペナルティーは規則 69 に従って決定されます。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、規則違反に対するレベルが示されています。表2は、関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合の規則違反に対するバンドが示されています。
5. 支援者・支援艇にペナルティーを与える場合は、次の5つのレベルに分けられます。

レベル 1: 警告

レベル 2: その支援者または支援艇を1レース以上、出艇させない

レベル 3: その支援者または支援艇を1日以上、出艇させない

レベル 4: その支援者または支援艇を1日以上、大会会場に入れない

レベル 5: その支援者または支援艇を大会期間中の大会会場に入れない。および/または規則 69 に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

関係する艇にペナルティーを与える場合は、次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1: 00 - 10% (中点 5%)

バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)

バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)

バンド 4: DSQ

6. まず、表1と表2を用いて、どのレベル/バンドに相当するかを決定します。決定したレベル/バンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、レベル/バンド内でのペナルティーの増減やレベル/バンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
  - (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか？
  - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
  - (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか？

**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

---

- (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
  - (b) 違反を隠そうとしたか？
  - (c) 誰かに迷惑をかけたか？
  - (d) 支援者は更なる違反を犯したか？
9. プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることができます。
10. 艇にペナルティーを与えると決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはならない。
  - (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
  - (c) その違反が競技上の優位性に影響を与えた場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
  - (d) その違反が競技上の優位性に影響を与えない場合には、規則 64.1 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます ( (a) and (b) or (c) ) )。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
  - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
  - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
  - (d) (支援者または支援艇にペナルティーを与える場合)  
「ペナルティーは●●とする。」  
(関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合)  
「艇のペナルティーは●●とし、[当日の全レースに]または[第●レースに]適用する。」

**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

表 1 規則違反と対応するバンド

SI18.2	出艇申告		
		申告しなかったが、尤もな理由があった	0
		尤もな理由なく、申告しなかったが、運営に影響を与えなかった	1
		尤もな理由なく、申告せず、運営に影響を与えた	2-3
		尤もな理由なく、繰り返し申告しなかった	4
SI23	支援者船		
	SI23.1 登録	登録できない尤もな理由があった	0
		尤もな理由なく登録しなかった	1-2
		違反した後、指導に従わなかった	4
	SI23.1 ピンク リボン	取り付けていたがはずれた/を取り付けできない尤もな理由があった	0-1
		尤もな理由なくピンクリボンを取り付けていなかった	1-2
		違反した後、指導に従わなかった	4
	SI23.2 レース・ エリア	進入したが、艇や運営艇に影響を与えなかった	1
レース中の艇に影響を与えた		2-4	
運営艇に影響を与えた		2-4	
違反した後、指導に従わなかった		4	
RRS47	ごみの処分		
		不適切なごみ処理 故意にゴミを水中に捨てた	0-3 4



**第 18 回西日本スプリングレガッタ 兼  
第 22 回中四国学生ヨット新人戦大会**

表 2 艇へのペナルティーを決定するための一般的な質問

その艇は、競技場の有利を得たか？	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあった。	2-3
明らかに有利を得た。	4
プロテスト委員会が事前の審問に続いてペナルティーが課せられる可能性があるとして書面でその艇に警告した後、支援者または支援艇が更なる違反を犯した。 その違反行為により損傷または負傷が発生する可能性はあったか？	
可能性はなかった。	1
可能性はあったが、発生しなかった。発生したか否か明らかではない。	2-3
損傷または負傷が発生した。	4
その違反行為により安全性が損なわれる可能性があったか？	
可能性はなかった。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
安全性が損なわれた	4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？	
可能性は無かった。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
セーリング・スポーツの名誉を傷つけた。	4

2023 年 3 月 17 日 発行

プロテスト委員長 加藤 圭二